○農林水産省告示第三百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年二月十三日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　熊本県山鹿市鹿北町芋生字鳥越三二三二、三二三五、三二四五及び三二四六の一部（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字鳥越三二三二、三二三五及び三二四五の一部

三二四六の一部（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年二月十三日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県八女市黒木町大淵字上田八六八八の五、字森樫八七四五の四、八七四六の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第三百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年二月十三日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県飯塚市建花寺字長浦一二六一の一七、一二六一の一九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第三百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年二月十三日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県八女市黒木町大淵字石コロバシ六一〇二の二、六一一二の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第三百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年二月十三日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮崎県児湯郡川南町大字川南字旭ケ丘二六五八一の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字旭ケ丘二六五八一の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び川南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年二月十三日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　石川県白山市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　(一)　保安林として指定された目的　公衆の保健

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を石川県庁及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年二月十三日

農林水産大臣　西川　公也

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡琴浦町大字三本杉字山川谷東平ラ一七五三の一、一七五三の五から一七五三の三二まで、大字八橋字箕ケ平三四五五の二二、三四五五の二五、三四五五の二七、三四五五の二八、三四五五の三一、三四五五の三二、字上大平ル三四七二の一（次の図に示す部分に限る。）、三四七二の一〇、三四七二の四九、三四七二の五〇、三四七二の五一、字大谷上ミ坂三四七四の一四、三四七四の四八、三四七四の八三

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡三朝町大字片柴字荒尾一七九九の一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）